

平成23年7月19日

北海道医療安全支援センター（北海道保健福祉部医療政策局医療業務課）



北海道医療安全支援センター情報（第3号）

6月の医療相談事例から・・・

- はりきゅう施術所に提出する「医師の同意書」を書いてくれないことについて

【相談内容】

- 自分は、はりきゅう施術所で健康保険を適用した治療を受けるため、施術所でもらった「医師の同意書」の用紙を近くの病院に持参した。
- その病院の外科で「医師の同意書」がほしいので診察してほしいと話したところ、「当院ではそういう書類は一切書かないことにしているので、診察もできない。」と言われた。
- これは診療拒否ではないのか。



【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 医師法には、診察治療の求めがあった場合は、正当な事由がなければ拒んではいけないという規定があります。
- 相談者は、初めて行った病院で診察を受け、同意書を書いてほしいというご希望ですが、同意書を書けるかどうかは診察してみないと分からないことなので、同意書を書くという前提の診察は難しいと思います。
- もし病院がそういう理由で診察できないと言ったのであれば、病院側に正当な事由があると言えますが、今回は説明が十分ではなかったので、診療拒否と思われるもやむを得ないですね。

<参 考>

- 同意書を書くために診察をしても、健康保険の対象となる所定の病名等の支給要件に該当しなければ同意書は書けません。その場合でも、診察費用は支払わなければなりません。
- 病院としては、「診察結果によっては同意書を書けない場合があるが、それでも診察費用はかかる」旨を説明の上、診察を受けるかどうかを患者に確認することが適切な対応と考えられます。